

令和6年度「児童福祉月間」ポスター図案募集要項

1 趣旨

「ふくしま新生子ども夢プラン」では、「社会全体での子育て・子育て」を基本理念として、子どもの健やかな成長と自立を推進するため、5月を「児童福祉月間」と定め、県民に一層の児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、県、市町村、学校、企業、家庭、地域などが一体となって子どもの健全育成や子育て支援のための多角的な取組を展開しています。

その実施に当たり、「児童福祉月間」を広く県民に周知するための広報用ポスターの図案を募集します。

2 応募要件等

(1) 募集テーマ

児童福祉月間にふさわしい、「子どもの健やかな成長への願い」が表現されているもの。

例) 父母と子が抱き合う様子

子どもたちの笑顔、健やかな寝顔

夢を見る子どもたち

好きなことをして楽しむ子どもたち

地域の人と遊ぶ子どもたち

等

(2) 応募資格

福島県内にお住まいの方であれば誰でも応募できます。(年齢や資格は問いません。)

(3) 応募規定

- ・画材は自由です(パワーポイント、CGなどでの作品も可。ただし、写真は不可)。また、平面であり、ポスターの図案としてふさわしく、文字が記載されていないものとします。
- ・応募作品は、A4サイズ以上(約21.0cm×29.7cm以上)のものとしします。
- ・作品は、一人何点でも応募できますが、未発表のものに限ります。
また、他のコンテストに応募中若しくは応募予定がある同一作品又は類似作品は応募できません。
- ・電子メールでの応募も受け付けています。件名を「児童福祉月間ポスター案応募」とし、JPGもしくはPDF形式で送信してください。
※画用紙など紙の作品は郵送のみでの受付となります。
- ・応募作品の裏面(メールでの応募の場合は本文)に、次の4項目を必ず記入してください。
①住所 ②氏名(ふりがな) ③年齢 ④職業(児童、生徒、学生の場合は学校名、学年)
※学校など、施設単位で応募する場合は、施設の所在地を記入してください。

3 応募上の注意

(1) 著作権等について

- ・応募作品の著作権は「福島県」に属します。ただし、著作権が県に譲渡された後、応募者が自身の業績として作品集やウェブサイトに掲載するなど、県の権利を害しない範囲での利用は可能とします。
- ・採用作品が応募者の責めに帰すべき事由により生じた第三者との間の紛争は、応募者自らが対応することとし、第三者の著作権を侵害していることが明らかである場合、本応募要項に対し重大な違反がある場合には、発表後でも賞を取り消すことがあります。
- ・入賞作品は県が発行する印刷物や各種事業に使用することがありますので、御了承ください。

(2) 図案の決定について

令和6年度児童福祉月間の広報用ポスターに使用する図案は、令和6年度の児童福祉月間の標語の発表を待って、令和6年1月頃、入賞作品の中から決定します。

(3) その他

- ・ポスターの掲示は5月となりますので、四季を感じさせる表現を用いる際は御留意ください。
- ・郵送での応募作品は返却しません。

4 締切

令和5年10月3日（火）（郵送の場合は当日消印有効）

5 表彰

- ・優 秀 賞 10点（賞状及びQUOカード5千円）
- ・参 加 賞 学校や施設など団体からの応募者を対象に贈呈します。

6 発表

- ・入賞作品は、令和5年10月頃に発表します。
- ・入賞者に対しては直接通知するとともに、県ホームページ等で公表します。
※施設単位での応募の場合は、施設を通して通知します。

7 応募先及び問い合わせ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県子ども未来局子ども・青少年政策課

電話：024-521-7198

電子メール：kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp